

「設置するのに適当でないエリア」の確認について(那珂市内)

※事業計画地が、下記の関係法令に基づく『設置するのに適当でないエリア』の範囲(適・否)の確認をお願いします。

No.	関係法令	エリア (区域の名称等)	理由	庁舎内相談窓口 029-298-1111(代)	確認結果 (適・否)
1	自然公園法	【国定公園】 ① 特別保護地区 ② 第1種特別地域 ③ 第2種特別地域 ④ 第3種特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きい。		
2	茨城県立自然公園条例	【県立自然公園】 ① 第1種特別地域 ② 第2種特別地域 ③ 第3種特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きい。		
3	茨城県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。		
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。		
5	農地法 農業振興地域の整備に関する法律	① 農用地区域 ② 甲種農地又は採草放牧地 ③ 第1種農地又は採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。 ① 市町村農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地 ② 第1種農地又は採草放牧地のうち、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えた農地又は採草放牧地 ③ 以下のいずれかに該当するものをいう。 ・10ha以上の一団の農地又は採草放牧地 ・農業公共投資の対象となった農地又は採草放牧地	●農地法→ 農業委員会 (内) 240 ●農振法→ 農政課 (内) 236	適・否
6	森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。	農政課 (内) 236	適・否
7	河川法	① 河川区域 ② 河川保全区域 ③ 河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ① 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域 ② 河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地 ③ 河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地	土木課 (内) 313	適・否
8	海岸法	① 海岸保全区域 ② 一般公共海岸区域	太陽光発電施設の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ① 海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域 ② 自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域		
9	砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	常陸大宮土木事務所 (0295-52-3157)	適・否
10	地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	常陸大宮土木事務所 (0295-52-3157)	適・否
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	常陸大宮土木事務所 (0295-52-3157)	適・否
12	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。	常陸大宮土木事務所 (0295-52-3157)	適・否
13	景観法	景観形成重点地区 (市町村景観計画)	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。		
14	都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。		
15	都市緑地法	特別緑地保全地区	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。		
16	文化財保護法	① 重要文化財 ② 国指定史跡 ③ 名勝 ④ 天然記念物等指定地	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。	歴史民俗資料館 (内) 555	適・否
17	茨城県文化財保護条例	① 県指定有形文化財 ② 名勝 ③ 天然記念物等指定地	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。	歴史民俗資料館 (内) 555	適・否